

川西市広告入り番号案内表示機設置事業仕様書

1. 目的

本広告入り番号案内表示機設置事業は、市民が窓口で各種手続等を行う際、番号を表示し、音声案内をする装置（以下「番号案内表示機」という。）等を設置し、適切な維持管理等を行うことにより、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とする。

2. 設置場所と費用負担

- (1) 番号案内表示機の設置場所は、川西市役所 1 階南玄関横及び市民課窓口前の待合いスペースとする。
- (2) 番号案内表示機の設置、撤去及び自然故障等の交換は事業者が行い、それに伴う費用は、全て事業者が負担するものとする。この場合、番号案内表示機を撤去するときは、原状回復しなければならない。
- (3) 番号案内表示機の稼働、管理、運営に伴う受付番号札等の消耗品や通信費、修理費等及び、本市庁舎内で使用する電力は事業者が負担するものとする。

3. 設置の時期及び期間等

番号案内表示機の設置の時期及び期間等は、次のとおりとする。

- (1) 設置の時期は、可能な限り速やかに行うものとし、本市と受注者の協議のうえ決定する。なお、番号案内表示機設置等事業者（以下「現行事業者」という。）と本市の契約期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとなっているため、同日以前に機器の導入を行う場合は現行事業者の承諾を得ること。
- (2) 準備・導入の期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、必要機器・システムの準備・導入を行い、試行稼働を行うとともに、広告の募集を行う。
- (3) 設置の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとし、機器及びシステム等の稼働、管理、運営を行うと共に、広告及び本市の発信する情報（以下「広告等」という。）の表示を行う。
- (4) 番号案内及び広告等の表示日時は、川西市役所開庁日（土・日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、開庁日の変更や業務繁忙等に伴い、表示日時を変更する場合がある。

4. 番号案内表示機等の設置台数及び仕様

(1) 設置場所及びシステムの台数

設置場所	機材	台数
庁舎 1 階南玄関横及び市民課窓口前の待	①タッチパネル式番号カード発券機	1 台
	②受付番号案内表示機	7 台

合いスペース	③受付番号呼出操作機	7台
	④受付番号一括表示モニター	4台
	⑤職員用モニター	1台
	⑥マイナンバー業務表示モニター	1台
	⑦交付番号呼出操作機	1台
	⑧バーコードリーダー	2台
	⑨交付番号案内表示モニター	1台
	⑩広告及び行政情報モニター	4台
	⑪パンフレットラック	2台

(2)各機器類の主な機能について

- ・全ての接続機器については、通信障害のリスクを考慮し、できる限り有線接続すること。
- ① タッチパネル式番号カード発券機
- ・発券機とプリンターが一体型であること。
 - ・発券機はタッチパネル式とし、1台で最大8業務の選択が可能であること。また、画面展開によって最大32業務の選択が可能であること。
 - ・発券機の画面は、ボタンを押すと業務選択画面や発券案内画面へ画面展開が可能であること。
 - ・来庁者が属性（耳マーク・車椅子等）情報を特定ボタン押下により職員へ伝達する機能を有し、受付番号呼出操作機に表示可能なこと。
 - ・受付番号札の表面は、4桁の受付番号、業務内容、発行年月日及びメッセージを印字できること。また、メッセージは業務ごとに異なる文言に変更可能であること。
 - ・受付番号札の1枚発券又は2枚発券（本券と半券の分離）の設定ができること。
 - ・発券プリンターを内蔵していること。
 - ・呼出案内で使用する窓口数の設定及び変更ができること。
 - ・呼出音声の設定ができること。
 - ・自動集計の時間及び自動電源オフの時間が設定できること。
 - ・集計データはCSV形式などで保存が可能であること。
 - ・発券番号は4桁まで表示できるものとし、業務別、業務グループ別に発券番号帯を設定できる。
- ② 受付番号案内表示機
- ・呼出番号を音声と番号の点滅で表示できること。
 - ・呼出番号・待ち人数・待ち時間等が表示出来ること。
 - ・矢印の点滅により、左右の窓口案内が可能なこと。
 - ・裏面に『CALL』表示と赤もしくは緑のLED点滅で、サインを送れること。
 - ・表示パネルごとにスピーカーを内蔵し音量の調整が可能であること。
 - ・来庁者に視認しやすいよう、11セグメントで数字を構成出来ること。

- ・カラーユニバーサルデザイン対応であること。
 - ・呼出音声案内の作成ができること。
- ③ 受付番号呼出操作機
- ・呼出し、再呼出し、番号保留、処理済処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。
 - ・1台の操作機から、全ての業務の呼出しができること。
 - ・待ち人数がない場合に、来庁者が受付番号札を取ったことを音で通知できること。
また、業務ボタンごとに異なる音で通知し、担当者がどの業務ボタンが押されたか区別できるよう配慮すること。
 - ・担当者の利便性を考慮し、タッチパネル式でなく、打感のある押しボタン式であること。
- ④ 受付番号一括表示モニター
- ・モニターは薄型で場所を取らないもので、サイズは55インチ程度とする。
 - ・電源の入り切りは、可能な限り他の機器と連動が可能なものとする。
 - ・表示する番号は4桁までとし、同時にチャイムと音声により受付窓口番号・受付番号をフロアに知らせることができること。
 - ・設置後の画面表示の詳細設定及び音量の調節が容易であること。
 - ・不在者番号を表示できること。
- ⑤ 職員用モニター
- ・モニターは薄型で場所を取らないもので、サイズは20～32インチ程度とする。
- ⑥ マイナンバー業務表示モニター
- ・マイナンバー業務にかかる稼働状況を表示すること。
- ⑦ 交付番号呼出し操作機
- ・バーコード読み取り機等で安易に呼出ができること。
- ⑧ バーコードリーダー
- ・交付番号呼出操作機1台につき、バーコードリーダーを2台まで設置できること。
- ⑨ 交付用番号案内表示モニター
- ・交付番号操作機の再呼出操作により再表示及び再呼出ができるとともに、誤作動による表示の取消しが容易にできること。
 - ・モニターは薄型で場所を取らないもので、サイズは55インチ程度とする。
- ⑩ 広告及び行政情報モニター
- ・川西市有料広告掲載要綱の規定に基づく広告を表示すること。
 - ・開庁時間（9時から17時30分まで）及び閉庁日等に応じて、電源の入り切りをタイマー及びその他の機器で自動制御すること。
 - ・広告主の募集は設置業者がおこなうこと。
 - ・設置事業者は、広告の内容に関する苦情とその他問題が発生した場合は、その一切の責任を追い、誠意ある速やかな解決に努めること。

⑪ パンフレットラック

- ・広告及び行政情報モニター付近にパンフレットラックを設置し、情報モニターに掲載する広告の詳細情報を掲載したパンフレット、チラシ等を掲出することができる。

5. 広告入り番号案内表示機関連機器の設置条件

- (1) 広告入り番号案内表示機及び関連機器の設置については、転倒防止、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。特に、天井等への機器の設置は、事前に現地で調査の上、既存の設備、配線等を把握し、落下等がないよう、適切に行うこと。

なお、設置に際し、補強工事が必要な場合は、補強の方法は市と設置事業者との協議の上決定し、それに係る費用は設置事業者の負担とする。

- (2) 万一の転倒、落下等に備え、賠償保険等に加入するなどの措置を講ずるものとする。また、番号案内表示機等の設置により来庁者の身体や財産に損害を及ぼした場合は、設置事業者の責任において補償するものとする。

- (3) その他関連機器・消耗品

ア インターネット上でリアルタイムの窓口混雑状況が確認できることとし、必要なインターネット回線の整備は設置事業者の責任において行うこと。

イ 窓口混雑状況を確認できるホームページ上に広告及び行政情報モニターにて放映する広告主のバナーを掲載することができることとする。

ウ システム等を稼働させるために必要な消耗品（バーコードを貼付したクリアファイルやロール紙等）を提供すること。

エ その他詳細については、市と設置事業者との協議により決定するものとする。

6. 広告及び行政情報の掲載方法の条件

- (1) 行政情報については、市が提供する原稿等に基づき、表示するコンテンツを制作することとし、掲載内容はあらかじめ市の審査を受けるものとする。

- (2) 行政情報に関しては、全掲載枠の25パーセント以上の掲載枠を確保するものとする。

- (3) 広告は、動画又は静止画で表示することができ、複数の広告を掲載することができるものとする。

- (4) 広告内容に関しては、川西市有料広告掲載要綱を遵守するものとする。

- (5) 広告内容は、設置事業者において審査し、市の事前承認を得た広告以外は掲載できないものとする。広告内容を変更する場合も、同様とする。

- (6) 広告の掲載前には、広告物の出力見本を提出するものとする。

- (7) 広告の内容に関する問合せ、苦情等に係る責任は、設置事業者が負うものとし、その際は、速やかに問題を解決するものとする。

- (8) 次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア やむを得ぬ理由による制作、設置、移設、撤去等に関する費用負担については、協議に決定

すること。

イ破損、汚損、施設等の変更、広告主の変更等があった場合には、その都度メンテナンスを行うこと。

ウ広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属その他必要な事項についても注記すること。

エ電源の入り切りは、平日は午前9時00分から午後17時30分までとし、原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこと。また、電気料金については、設置事業者の負担とする。

7. 広告放映料等の支払の条件

- (1) 広告放映料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに支払うものとする。また、電気使用料は事業者の負担とする。
- (2) 設置期間が1年に満たない年度の広告放映料については、月割りにより算定した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- (3) 支払われた広告放映料、電気使用料は、返還しないこととする。ただし、市の責めに帰すべき理由で広告等を掲載できなかった場合は、協議の上、決定するものとする。

8. その他

- (1) 設置事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。
- (2) 広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。
この場合においては、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応しなければならない。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、設置事業者と市が協議して決定するものとする。
- (4) 広告内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (5) 事業の実施期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、広告の一部又は全部の掲載を中止することがある。また、設置場所について、協議の上、変更することがある。